

(仮称) 白石中央スマートインターチェンジ周辺地域における官民連携調査業務 技術提案募集要領

この要領は、(仮称) 白石中央スマートインターチェンジ周辺地域における官民連携調査業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式(拡大型：多種多様な提案をいただくため、段階選抜を省略し、入札関係資料と技術提案書を同時に提出し、提出された全提案を審査・評価する試行業務である。)により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 業務の名称

(仮称) 白石中央スマートインターチェンジ周辺地域における官民連携調査業務

2 事業の目的・概要

(1) 業務の目的

本業務は、発注者が設置を計画している道の駅及びスポーツレクリエーション施設について、令和3年9月に策定した「(仮称)白石中央スマートインターチェンジ周辺整備基本計画」に掲げる整備方針を踏まえ、道の駅とスポーツレクリエーション施設を一体的に整備することによるメリットを最大限活かせる施設となるよう、道の駅とスポーツレクリエーション施設のコンセプトや整備内容を示した基本計画策定・概略設計業務及びPPP/PFI手法の導入可能性調査を行う事を目的とする。

なお、基本計画の策定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 受注者は、発注者と十分な意見調整を行いながら、計画を行うものとする
- ② 基本計画を踏まえながらも、魅力的な施設となるよう受注者の自由で大胆な発想を求めるものとする。

(2) 業務内容

| | |
|---------------------------------|----|
| ・道の駅・スポーツ・レクリエーション施設基本計画策定 | 1式 |
| ・道の駅・スポーツ・レクリエーション施設概略設計業務 | 1式 |
| ・道の駅・スポーツ・レクリエーション施設PFI等導入可能性調査 | 1式 |
| ・地質調査 | 1式 |

3 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

第2 委託件数及び提案上限額

委託件数 1件

提案上限額 金 45,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

第3 応募資格要件

次の全ての条件を満たす単体企業又は設計共同体のみ、応募することができる。また、この技術提案に応募参加する同一の企業は、単体、若しくは設計共同体のいずれかの形態をもって当該プロポーザルに同時に参加することはできない。

設計共同体による技術提案については、宮城県建設関連業務設計共同体運用基準（平成26年2月1日施行）に規定される協定書及び委任状を参照し技術提案時に提出すること。

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

2 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 この事業の技術提案書提出期限の日から改札の時までの期間に、白石市入札参加登録業者等指名停止要領（令和2年4月1日施行）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

4 白石市暴力団排除条例（平成24年条例大26号）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

5 応募に参加することができる者に必要な資格に関する事項

（1）単体の資格

① 白石市競争入札参加資格（建設コンサルタント登録）を有する者であり、宮城県内に本社（店）、支社（店）又は営業所を有していること。

② 公示日を基準として、過去10年間において、国または地方公共団体等が発注した同種または類似業務の（完成）実績を有すること。

同種業務として、(1)PPP/PFI導入可能性調査及び(2)道の駅基本計画策定業務。

（同一業務でなくても可）

類似業務として、(1)PPP/PFI導入可能性調査又は(2)道の駅基本計画策定業務。

（2）設計共同体の構成員の資格

① 代表者又は構成員のいずれかが、白石市競争入札参加資格（建設コンサルタント登録）を有する者であり、宮城県内に本社（店）、支社（店）又は営業所を有していること。

② 代表者又は構成員のいずれかが、公示日を基準として、過去10年間において、国または地方公共団体等が発注した同種または類似業務の（完成）実績を有すること。

同種業務として、(1)PPP/PFI導入可能性調査及び(2)道の駅基本計画策定業務。

（同一業務でなくても可）

類似業務として、(1)PPP/PFI導入可能性調査又は(2)道の駅基本計画策定業務。

6 管理技術者、照査技術者の要件

(1) 管理技術者及び照査技術者は以下の資格を有すること。

- ・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門（都市及び地方計画）で技術士法に基づく登録を行っている者
 - ・国土交通省登録資格：「業務：計画・調査・設計」に登録してある資格。
- 国土交通省登録資格は国土交通省ホームページで公開している。

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

(2) 公示日を基準として、過去10年間において、国または地方公共団体等が発注した同種または類似業務の(完成)実績を有すること。

同種業務として、(1)PPP/PFI導入可能性調査及び(2)道の駅基本計画策定業務。

(同一業務でなくても可)

類似業務として、(1)PPP/PFI導入可能性調査又は(2)道の駅基本計画策定業務。

第4 技術提案のテーマ

(1) 基本事項

SICを活用した、観光・防災拠点としての道の駅と生涯スポーツ施設を有する公園の一体的整備にあたり、道の駅とスポーツレクリエーション拠点を有する公園の地形・地質の調査、概略設計、整備効果の検討等を行い道の駅・スポーツレクリエーション施設基本計画を策定する。併せて道の駅とスポーツレクリエーション施設で一体的なPPP/PFI可能性調査を行う。

(2) 提案テーマ

- ①魅力的な施設とするためのコンセプト設定、計画に当たっての留意事項
- ②施設整備・管理の「PPP/PFI可能性調査」に当たっての留意事項。

第5 スケジュール

| | |
|----------------------|--------------|
| 技術提案募集開始 | 令和3年10月 1日 |
| 技術提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和3年10月 8日 |
| 技術提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和3年10月13日 |
| 技術提案書の提出期限 | 令和3年10月19日 |
| 技術提案書のヒアリング審査 | 令和3年10月21日予定 |
| 選考結果の通知 | 令和3年10月下旬予定 |
| 見積合わせ・契約締結 | 令和3年11月上旬予定 |

※ スケジュールは、発注者の都合により変更される場合がある。

第6 応募手続

1 技術提案書作成等に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和3年10月 8日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法
 - ① 任意様式を用いて、電子メールにてワードファイルで提出すること。
 - ② 白石市役所 建設部 都市創造課 スマートインターチェンジ・企業立地推進室
e-mail : sic@city.shiroishi.miyagi.jp
 - ③ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。
- (3) 回答方法

令和3年10月13日までに白石市公式ホームページへ掲載し、公表する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 技術提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ① 公募型プロポーザル参加申込書(様式第1号)
 - ① 企業の同種又は類似業務等実績(様式第2号)
 - ② 予定管理技術者の資格、同種又は類似業務等実績(様式第3号)
 - ③ 予定照査技術者の資格、同種又は類似業務等実績(様式第4号)
 - ④ 設計共同体協定書(様式第5号)の写し(設計共同体による応募の場合)
 - ⑤ 委任状(様式第6号)(設計共同体による応募の場合)
 - ⑥ 技術提案書(任意様式)

図・表を除きフォントは11ポイント以上、横40文字、縦40行程度とする。

A4版片面印刷(カラー印刷可)とし、3ページ以内に提案内容を分かりやすくまとめ、ページ番号を付けること。

作成に当たっては企業名、企業名が連想される語句を使用しないこと。
 - ⑧ 概算見積書(任意様式)
- (2) 提出方法
 - ① 提出期限 令和3年10月19日(火)必着
 - ② 提出方法 郵送(書留)または、持参とする。持参の場合は平日(祝祭日除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
 - ③ 提出先 〒989-0292 宮城県白石市大手町1-1
建設部 都市創造課 スマートインターチェンジ・企業立地推進室
 - ④ 提出部数は以下の通り。a簡易公募型プロポーザル参加資格確認申請書様式(1~6)は1部、b技術提案書5部、c見積書1部、d電子媒体(a b cをPDFで保存したもの)

第7 業務委託候補者の決定

1 業務委託候補者の選定方法

市が設置する選定委員会において、第6の5の評価項目及び配点に基づき、提出書類及びヒアリング審査の総合評価により審査し、選定委員ごとに各提案者の評価点を計算の上、全選定委員の平均点の高い提案者から順に順位を決定し、第1位と決定された者を業務委託候補者とする。技術提案者が1者の場合でも、審査を行った上で業務委託候補者とする。

2 ヒアリング審査の実施

(1) 実施日（予定） 令和3年10月21日（木） 予定

※ヒアリング審査の開始時間については別途案内する。

(2) 実施方法

- ① ヒアリング審査はwebで開催する予定。
- ② ヒアリング審査の出席者(web会議での対応者)は本業務で予定する管理技術者のみとする。
- ③ 1者あたりの持ち時間は25分程度（説明15分以内、質疑応答10分程度）とし、事前に提出された技術提案書に基づき説明を行うこととする。
- ④ 事前に提出された技術提案書以外の資料等の使用は不可とする。
- ⑤ ヒアリング審査は、選考委員に技術提案者の所属について非公開で行うことから、ヒアリング時に企画提出者名及び企画提出者を連想される発言は行わないこと。
- ⑥ ヒアリング審査に要する経費は、提案者の負担とする。

3 選考結果の通知

選考結果については、後日提案者全てに文書で通知する。

4 選考結果の公表

全ての提案者の名称及び評価点等を公表する。ただし、各評価者の役職、氏名、評価点は公表しない。

5 評価項目及び配点 次の評価項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

| 評価項目 | 評価事項 | 配点 |
|--------|--|----|
| イ 実施体制 | 企業の同種・類似業務の履行実績 予定管理技術者の資格要件及び同種・類似業務の履行実績 業務理解度、企業内部や外部の支援体制、品質確保体制を評価。 | 20 |
| ロ 実施方針 | 業務の進め方、業務実施スケジュールは、業務にあたり実施可能 | 10 |

| | | |
|---------|---|----|
| | な内容となっているかを評価。 | |
| ハ 提案内容 | テーマ①の提案内容が本業務を実施するうえで本市にとって有効かつ具体的で実現性が高い内容であるかを評価。 | 30 |
| | テーマ②の提案内容が本業務を実施するうえで本市にとって有効かつ具体的で実現性が高い内容であるかを評価。 | 30 |
| ニ 提案の整合 | テーマ①, ②の提案内容の整合性, 白石市第6次総合計画, スマートインターチェンジ周辺開発計画など他の計画との整合性を評価。 | 10 |

※なお, 概算見積書は評価の対象としない。

第8 失格事由等

1 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出された技術提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要領等に従っていない場合
- (3) 同一の応募者（設計共同体の構成員、資本関係がある複数の者を含む）が二つ以上の技術提案書を提出した場合
- (4) 概算見積書が提案上限額を上回る場合。
- (5) 技術提案方式による公正な技術提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

2 その他

- (1) 技術提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下げ願い」（任意様式）を提出すること。
- (2) 取下げ願いの提出があった場合も、既に提出された技術提案書等は返却しない。
- (3) 技術提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された技術提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第9 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

- (1) 成果物の利用

本業務による成果物の著作権は市に帰属するものとし、市は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、受注者は、必要に応じて二次的な利用も可能なように対応すること。

なお、やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、市が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。

(2) 成果物の権利等

- ① 成果物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- ② 成果物について、市に対し受注者は著作権者人格権の行使を行わないものとする。

(3) 機密の保持

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成15年白石市条例第15号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 技術提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

ただし、提出された提案書等はプロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しない。また、情報公開の対象としない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。

(3) 技術提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 本業務により得られた成果は、全て市に帰属するものとする。

(5) 提案者が技術提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。

(6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の技術提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、市と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次市と協議することとする。

第10 問い合わせ先

建設部 都市創造課 スマートインターチェンジ・企業立地推進室

住所 〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

電話 0224-22-1325 FAX 0224-22-1329

電子メール sic@city.shiroishi.miyagi.jp